

「資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの考え方	金融庁の考え方
1	業務開始届出書等に記載する特定社員の氏名、住所は戸籍付住民票の添付と戸籍地発行の身分証明書を毎回添付することとしてほしい。(ただし、海外の上場法人の日本支社の場合で、特定社員が外国人の場合を除く。)	一般に我が国金融関連法令では、業務開始届出書等において、出資者の戸籍付住民票及び戸籍地発行の身分証明書等の書類を添付することまで求めておらず、また、当該手続きにより資産流動化スキームの円滑な遂行に支障が生ずるおそれもあることから、ご指摘の事項についての対応は適当ではないものと考えられます。